

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2474号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>



桜満開

もくじ

政 活 フォーラム 情 情 情 情 情
策 動 報 報 報 報 報
策 想 報 報 報 報 報

- 新たな市町村合併推進へ関連三法案……………(2)
- 鳥インフルエンザ対策で緊急要望＝全国町村会……………(5)
- 高齢者にやさしい＝誰にもやさしい、まちづくり＝鳥取県日南町……………(10)
- 町村週報主要索引(平成16年1月～3月)……………(13)
- カプセルNOW&NEW＝新しい施策への取組……………(14)
- 昔の遊びいまの遊び……………(15)
- 政策リーダー……………(16)
- 宮崎県町村会長・綾町長 前田 穰……………(16)

●写真募集●
本誌表紙に掲載の写真を募集しています。
四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付けて下さい)なお、採否は当方に一任願います。
送り先：全国町村会・広報部

閑話休題

猫の額ほどの庭の片すみに、いつのまにか苔が生えて、手のひらぐらいの大きさに広がっていた。みずみずしい緑にひかれて、こんな小さな庭でも、苔で埋めたらさぞかし……と、よそから苔を手に入れて、植えてみた。ところが、いくらやってもうまくいかない。自分の力で、そこに生えているものだけが、生き生きとしているが、よそからのものは、根付くことが、大変難しい。

根付き

エッセイスト

山本 兼太郎

「鬼平」作者の池波正太郎さんが結婚のさいに、頭を痛めたのは、家庭へうまく根付いてくれないかどうかであった。なにしろ、母と二人暮らしのところへ嫁を迎えた。作家は一日中家にいて、仕事をしなければならぬ。姑と嫁が、毎日喧嘩ばかりされては、たまったものではない。そこで、一家のもめごととは台所、つまり食べ物から始まると考えたところが池波流で、ユニークなとり決めをした。要約すると次のようなものである。

もまた息子の好物の、白和えなどをつくってくれるようになったと池波さんも、嬉しそうに話していた。

知人の庭師に、苔の根付きの話をしたときに、池波さんの話もしたところ、彼は思わず膝を叩いて、そのとおりだといった。まず苔を細かくちぎって、その土地の土によく混ぜてから、地面に置けばよろしい。忘れてならないのは、よくまぜることだ、と真面目に話していた。

年寄りがおりませんとね」と、こだわりもなく人に話をするようになるし、母

一、おれ(池波)は自分一人で食事をする。その食事はお前(夫人)がつくる。
二、おれ(池波)の食事がすんでからおまえ(夫人)は母といっしょに食事をする。その食事は母がつくる。母と妻をいっしょにいっしょに食事をさせ、母の味がいつのまにか嫁にも伝わるようにしむけたのである。

新たな市町村合併推進へ関連三法案

「合併特例区」を創設、財政支援は減

政府は3月9日の閣議で合併関連三法案を決めた。現行の合併特例法失効後の市町村合併を進めるための新たな市町村合併特例法案と、期限内合併に財政支援継続等を認める現行合併特例法の一部改正案、「地域自治区」の創設など地方自治法一部改正案の三本。うち、新たな合併特例法案は、総務大臣が策定する「基本指針」を受けて、都道府県知事が「合併の組合せ」などを内容とする「構想」を策定し、合併協議会の設置勧告や合併協議の勧告・あっせん・調停などで合併を進めるとした。全国町村会が法制化に強く反対していた「合併の勧告」や「小規模町村の目安」などは法案に盛り込まれず、昨年の第27次地方制度調査会答申や、いわゆる「西尾試案」に比べ「強制」色は薄まった。総務省は、これらの新法案に基づき平成17年度から新たな市町村合併の推進に取り組みが、新合併特例法案は5年間の時限法案だ。その後の方針は未定だが、地制調答申に「検討課題」として盛り込まれた小規模町村は窓口サービスだけを処理する「特例的団体」案の浮上も予想される。しかし、実質12%の大幅減となった地方交付税の削減は今後も続くため、町村は、合併問題とともに当面の財政危機への対応も求められる。

●知事が「構想」策定し勧告

新たな市町村合併特例法案は、「目的」に地方分権の進展と経済社会生活圏の広域化等に対応した市町村の行政体制整備のため、「自主的な市町村合併の推進による市町村の規模の適正化」と「合併市町村の円滑運営・均衡発展を図る」ことを掲げた。その上で、市町村合併推進のための方策 市町村合併に関する障害を除去するための特例措置 合併特例区の創設 を盛り込んだ。また、特例法案は平成17年4月1日か

ら同22年3月31日までの五年間の時限法とした。

総務大臣が策定する合併推進の「基本的な指針」(基本指針)には、市町村合併の推進に関する基本的事項 都道府県知事が策定する「構想」を定めるに当たりよるべき基準などを定めるとした。第27次地方制度調査会答申に盛り込まれた「小規模市町村の目安」(「都道府県が構想を策定するに当たつての小規模な市町村としては、おおむね人口1万人未満を目安とする)は、法案には盛り込まれなかったものの、総務大

臣が定める「基本指針」に盛り込む事項として「よるべき基準」が明記された。

都道府県は、その「基本指針」に基づき「自主的な市町村合併を推進する必要があると認められる市町村」(構想対象市町村)を対象に、「市町村合併推進に関する構想」(構想)を定める。同「構想」には、市町村の現況と見通し 構想対象市町村の組合せなどを定める。なお、同構想の策定は強制力のない「自治事務」と位置つけたほか、同構想を定めるに当たつては、新たに都道府県に設置する「市町村合併推進審議会」の意見を聴くとした。

その上で、都道府県知事は、構想対象市町村に対して同審議会の意見を聴いた上で「合併協議会を設けるべきことを勧告」できるとした。同勧告も、現行地方自治法の規定による勧告と位置つけた。勧告した場合、都道府県知事はその旨を公表する一方、勧告を受けた市町村(勧告対象市町村)の長は、合併協議会設置の協議を議会に付議し、議会が否決した場合は、市町村長は住民投票を請求できるとしたほか、住民も6分の1以上の連署で住民投票を請求できるとした。そして、住民投票で過半数の賛成があれば、議会が可決したことになる。

また、都道府県知事は、合併協議会で合併市町村の名称や新庁舎の位置などをめぐり協議が整わない場合

政 策

は、申請を受けて市町村合併調整委員を任命し、あつせん・調停を行わせることができるとした。さらに、構想対象市町村に対しては、知事が「合併協議の推進に必要な措置を構ずべきことを勧告」し、同市町村には勧告に基づいて講じた措置の報告を求めることができるとした。

●合併算定替えは5年に短縮

新合併特例法案では、現行合併特例法のような財政支援いわゆるアメは措置せず、「合併に関する障害を除去するための特例措置」に限定した。このため、「合併特例債」を廃止するとともに、地方交付税の合併算定替も、現行合併特例法の10年を段階的に5年に短縮する。激変緩和期間は現行法と同様5年とした。この結果、合併した新市町村では、合併後も旧市町村ごとに地方交付税を算定した合計額が交付される優遇措置（現行の交付税総額を保障するものではない）は5年間だけとなり、10年後には、他の市町村と同様の基準で算定した地方交付税しか交付されなくなる。このほか、合併した場合人口3万人でも市となる特例も廃止し、人口5万人以上で市街地形成などの要件がなければ市になれなくなった。

一方、合併後も各市町村議会の議員定数や在任期間などの特例を認めるほか、農業委員会の委員の任期の特例、地方税の不均一課税、合併

補正・地方債の配慮、流域下水道に関する特例、職員の身分取扱い、一部事務組合等に関する特例、都道府県議員の選挙区に関する特例、地域審議会を設置、などの特例措置は、現行の合併特例法と同様に継続する。また、新たな合併市町村の整備計画などを盛り込む「市町村建設計画」は「合併市町村基本計画」に名称変更する。

●「合併特例区」も創設

このほか、旧市町村単位等に「合併特例区」（法人格を有する）を一定期間（五年以下）設置できる制度を創設する。合併で周辺地域がさびれるなどの不安を解消するため、旧市町村等を単位に「長」や「協議会」を残し、地域の住民意向を反映しつつ、同地域を単位にした一定事務を処理できる仕組みを新たに創設することにしたもの。合併市町村の住所表示に合併特例区の名称を冠することもできる。なお、同法原案では、合併特例区の設置期限を「10年以下」としていたが、自民党総務部会での「旧市町村の既得権などを助長しかねず、合併効果に逆行する」などの指摘を受け、設置期間を「5年以下」に短縮するとともに、旧市町村単位だけでなく、複数の旧市町村が一緒に一つの合併特例区を設置できるように改正した経緯がある。

合併特例区（特別職、任期2年）は、合併市町村の長が選任する

が、合併市町村の助役や出張所長を兼ねることができる。また、同区長は「合併特例区を代表し、その事務を総理する」とされ、合併関係市町村で処理していた事務のうち一定期間、合併特例区で処理することが事務の効果的処理に資するもの。その他合併特例区が処理することが特に必要な事務、について、規約を定めて処理するとされた。具体的に、集会所やコミュニティセンターなど地域の公の施設の管理、地域振興イベント、コミュニティバスの運行、里山やブナ林など地域に根ざした財産管理などが想定される。

合併特例区協議会の構成員も、合併市町村の住民（議会議員の被選挙権を有する者）から合併市町村の長が選任する。同協議会の権限については、予算等の重要事項を定めるときは協議会の同意が必要、規約で定める合併特例区域にかかる重要事項を実施する場合は、協議会の意見を聴かなければならない、地域振興など合併特例区域にかかる事務について合併市町村の長に意見を述べることができる、とした。

●期限内合併には財政支援措置

現行合併特例法の一部改正案は、同法の経過措置などを盛り込んだ。平成17年3月31日までに都道府県知事に合併を申請し、同18年3月31日までに合併した場合、現行合併特例法の規定、各種財政支援措置を含む（

を適用する。また、既に合併した市町村平成11年7月16日）について、旧市町村区域を単位に「合併特例区」（5年以下）を設けることも認める。このほか、一部事務組合等の区域がそのまま合併する場合の手続きを軽減する特例措置を講じる。

●「地域自治区」を一般制度化

地方自治法一部改正案では、住民自治の強化を目的とした「地域自治区」の創設や、都道府県の境界にわたる市町村合併と都道府県合併の手続きを整備した。

「地域自治区」法人格は有さない）は、地域住民の意見を行政に反映させるとともに、住民との連携強化を目的に、市町村合併とは関係なく一般制度として市町村の判断により設置できる制度とした。それぞれの地域の住民で構成する「地域協議会」と市町村の事務を分享させるための事務所を置く。具体的には、市町村が条例で区域を分けて「地域自治区」を設ける。また、「地域協議会」の構成員は、地域自治区の住民の中から市町村長が選任する。同協議会の権限には、地域自治区の区域にかかる重要事項は、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない。そのほか、市町村の事務で地域自治区の区域にかかるもの等について、市町村長やその他の機関に意見を述べる、ことなどを盛り込んだ。

（自治日報社 井田正夫）

市町村合併関連三法案の概要

市町村の合併の特例等に関する法律案の概要

1、合併特例区

合併後の一定期間(5年以下)、1又は2以上の合併関係市町村の区域であった区域を単位として、特別地方公共団体である合併特例区(法人格を有する。)を設けることができる。

(1) 設置手続

合併関係市町村の協議で規約を定め、廃置分合の申請に併せ、設置を申請する。

(2) 合併特例区は、以下の事務のうち、規約で定めるものを処理する。

合併関係市町村において処理されていた事務であって一定期間合併特例区で処理することがその事務の効果的な処理に資するもの。

その他合併特例区が処理することが特に必要な事務

【例示】

地域の公の施設の管理(集会所、コミュニティセンター等)、地域振興イベント、コミュニティパスの運行、地域に根ざした財産の管理(里山、ブナ林等)

(3) 合併特例区の長は、合併市町村の長が選任する特別職とする。また、合併市町村の助役又は支所・出張所長を兼ねることができる。

(4) 合併特例区協議会

構成員は、合併特例区内に住所を有する合併市町村の議会議員の被選挙権を有する者のうちから、規約に定める方法により合併市町村の長が選任。

権限

ア 予算等の重要事項を定めるときは、合併特例区協議会の同意が必要。

イ 規約で定める合併特例区の区域に係る重要事項を実施しようとする場合は、合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。

ウ 合併特例区協議会は、地域振興等合併特例区の区域に係る事務に関し、合併市町村の長その他の機関に意見を述べることができ

る。

2、地域自治区の特例

(5) 合併特例区は、住所の表示に合併特例区の名称を冠する。

合併に際して、1又は2以上の合併関係市町村単位で地域自治区を設ける場合には、合併関係市町村の協議で設置を決定。
特別職の区長を置くことができる(市町村長が選任)。
住所の表示に地域自治区の名称を冠する。

3、特例措置等

市町村建設計画は合併市町村基本計画と名称を変更し、所要の規定の整備を行う。

合併特例債は廃止する。

合併算定替については、現行法の合算特例期間10年を段階的に5年に短縮し、激変緩和期間は現行法と同様に5年とする。

人口3万人以上を有すれば、地方自治法の規定にかかわらず市となることができる特例は廃止する。

下記の特例措置は、現行の市町村の合併の特例に関する法律(以下、現行法)という。)と同内容。

ア 市が新設合併後も市であること

イ 議会の議員の定弊及び在任並びに退職年金に関する特例

ウ 農業委員会の委員の任期に関する特例

エ 職員の身分取扱い

オ 一部事務組合等に関する特例(現行法改正による合併に伴う一部事務組合に関する手続きの簡素化を図る特例の拡充と同内容の特例を加えたもの)

カ 地方税の不均一課税

キ 合併補正、地方債の配慮

ク 流域下水道に関する特例

ケ 都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例

コ 地域審議会

4、市町村の合併の推進に関する構想等

(1) 総務大臣は、自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針(以下、「基本指針」という。)を定めるものとする。

(2) 都道府県は、基本指針に基づき、自主的な市町村の合併を推進する必要があると認められる市町村(以下「構想対象市町村」という。)を対象として、自主的な市町村の合併の推進に関する構想(以下「構想」という。)を定めるものとする。

構想においては、市町村の現況及び将来の見通し、構想対象市町村の組合せ等を定めることとする。

(3) 構想を定めるにあたって、あらかじめ、都道府県に置く市町村合併推進審議会の意見を聴く。市町村合併推進審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(4) 都道府県知事が、構想対象市町村に対し、地方自治法に基づき合併協議会を設けるべきことを勧告したときは、勧告を受けた市町村の長は合併協議会設置協議について議会に付議し、議会が否決した場合等においては、住民が有権者の6分の1以上の連署により又は市町村の長が住民投票の請求を行うことができる。住民投票により有効投票の過半数の賛成があった場合には、議会が可決したものとみなす。

(5) 合併協議会において、合併市町村の名称等により協議が調わないときに、合併協議会の委員の過半数の同意を得た申請に基づき、都道府県知事は市町村合併調整委員を任命し、

活 動

あつせん又は調停を行わせることができる。

(6) 都道府県知事は、構想対象市町村に対し、合併協議会における市町村の合併に関する協議の推進に關し必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。都道府県知事は勧告を受けた市町村に対し、勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

5、補則・罰則

国及び都道府県は、合併市町村の

円滑な運営の確保及び均衡ある発展に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない等所要の規定を置く。

6、施行期日

この法律は平成17年4月1日から施行し、平成22年3月31日限りその効力を失ふ(5年間の限時法)。ただし、平成17年3月31日までに都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに行われる市町村の合併については、現行法が適用され

る。

市町村合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案の概要

1、合併特例区

- (1) 市町村の合併の特例等に関する法律と同内容(2)を除く。頁の1参照。
- (2) 特定合併市町村の特例(現行法にのみ規定)

特定合併市町村(平成11年7月16

鳥インフルエンザ対策で緊急要望

全国市町村会

全国町村会(会長・山本文男 福岡県添田町長)は、鳥インフルエンザまん延防止対策の強化と損害を受けた養鶏農家の経営安定に向けた支援等を求める緊急要望をとりまとめ、3月15日、農林水産省、厚生労働省など関係省庁に申し入れた。

鳥インフルエンザ対策に関する緊急要望

我が国における高病原性鳥インフルエンザの発生は、関係の農家や業界だけでなく、国民に大きな不安と衝撃を与えております。

同病が発生した関係の府県及び市町村は、関係機関との連携のもとに、まん延防止のための防疫措

置を実施する一方、諸対策を講じているところでありますが、この問題については、まん延防止のための対策の強化と関係の農家をはじめ国民の不安解消が何よりも重要と考えます。

よって、国におかれては、国民の健康と食の安全を守るとともに、養鶏農家や関係業界の経営の安定をはかるため、特に下記事項について早急に効果的な措置を講じられるよう強く要望します。

記

- 1、防疫体制の強化
- 感染ルート の早期解明をはかる
- とともに、ワクチンの開発と確保をはかること。
- 食鳥のみならず野鳥を含め、疑

わしい事例の早期通報及びウイルス確認検査等の迅速化のため体制の確立を早急にはかること。 ウイルスの我が国への侵入を防止するための輸入検疫体制の強化をはかること。

近隣の鳥インフルエンザ発生諸国に対する防疫面での技術支援を含め諸外国との連携強化をはかること。

2、人への感染防止対策や風評被害防止対策に万全を期すとともに、国民に対するきめ細かな広報に努めること。

3、移動制限等により直接影響を受けた養鶏農家や関係業者への十分な救済措置を講じるとともに、養鶏農家の野鳥侵入防止対策を含めた防疫や経営安定等に対する支援措置を講じること。

4、都道府県及び市町村が行う対策に要する経費への財政支援措置を講じること。

日から平成17年3月31日までに市町村の合併を行った市町村)は、その議会の議決を経て定款を定めることにより、一定期間(5年以下)、1又は2以上の合併関係市町村の区域であった区域を単位として合併特例区を設けることができる。

2、地域自治区の特例

市町村の合併の特例等に関する法律と同内容(3頁の2参照)。

3、現行合併特例法の経過措置

平成17年3月31日までに市町村の合併が行われることを要件としている現行法附則を改め、平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併を行ったものについては、現行合併特例法の規定を適用することとする。

4、一部事務組合等の特例の拡充

一部事務組合等の構成市町村間の合併で、事実上構成団体の変更がない場合において、市町村の合併後規約が変更されるまでの間(最大6月)、合併市町村及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合等とみなす等の特例措置を講じ、市町村の合併に伴う一部事務組合等に関する手続の事務負担の軽減を図る。

5、施行期日

1、2は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で

政 策

地方自治法の一部を改正する法律案の概要

定める日。3は公布の日。4は公布の日から60日経過後の市町村合併について適用。

1、住民自治の強化等を目的とする「地域自治区」の創設

(1) 地域自治区とは、地域の住民の意見を行政に反映させるとともに行政と住民との連携の強化を目的として、市町村の判断により設けられる区域であり、その区域の住民のうちから選任された者によって構成される地域協議会及び市町村の事務を分掌させるための事務所を置くもの。(2) 市町村が、条例で、その区域を分けて地域自治区を設ける。(3) 地域協議会

構成員は、地域自治区の区域の住民のうちから市町村長が選任する。権限

ア 地域自治区の区域に係る重要事項は、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない。

イ アのほか、市町村の事務で地域自治区の区域に係るもの等について、市町村の長その他の機関に意見を述べる。

2、都道府県の自主的合併手続等の整備

(1) 都道府県の自主的合併手続 都道府県の合併について、地方自治法第6条第1項の規定に加えて、関係都道府県の発意により行うこと

ができるよう規定を整備する。関係都道府県の申請(総務大臣経由)に基づき、内閣が決定する。関係都道府県は、申請に際して、それぞれ議会の議決を経ることとする。

内閣は、この決定を行う際に国会の承認を得ることとする。

合併の処分は、総務大臣が行う告示により効力を生じることとする。(2) 都道府県の境界にわたる市町村の新設合併手続

都道府県の境界にわたる市町村の新設合併を関係地方公共団体の発意により行うことができるよう規定を整備する。

関係市町村及び都道府県の申請に基づき、総務大臣が市町村の新設合併を定める。この場合、総務大臣は、申請に基づき、新設市町村の属すべき都道府県を定め、これに伴い都道府県の境界も変更することとする。関係市町村及び都道府県は、申請に際して、それぞれ議会の議決を経ることとする。

新設合併の処分は、総務大臣が行う告示により効力を生じることとする。

3、条例による事務処理特例の拡充

市町村長は、議会の議決を経て、都道府県知事に対し、その権限に属する事務の一部を処理することができるよう要請することができることとする。

都道府県知事は、この要請があったときは速やかに市町村長と協議を行わなければならないこととする。

4、収入役制度の改正

条例で収入役を置かないこととできる特例を政令で定める市(人口10万未満の市を想定)まで拡大する。

5、議会の定例会の招集回数

自由化 議会の定例会について、回数に制限なく、毎年、条例で定める回数招集することができることとする。

6、財務会計制度の改正

(1) 支出命令の簡素化 政令で定めるところにより一定の経費(公共料金のような債務の確定が容易に確認できる経費を想定)については、支出命令を簡素化し、例えば毎月行っていた支出命令等が年度ごとに一括して行えるよう措置する。(2) 長期継続契約の対象範囲の拡大

長期継続契約ができる対象に、これまでの電気・ガス・水の供給を受ける契約、電気通信役務の提供を受ける契約、不動産を借りる契約に加え、政令で定める契約(OA機器のリース契約等を想定)を追加する。

7、施行期日

2は平成17年4月1日。その他は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日。

損害保険 代理店

株式会社 千 里 (ちさと)

〒100-0014

東京都千代田区永田町 1 - 11 - 32 全国町村会館西館内

☎ 03 - 5512 - 4726(代)

営業所(全国23か所)

政 策

(参考) 市町村合併関連三法案のポイント**1. 市町村合併の特例等に関する法律案について****(1) 合併特例区制度等の創設**

合併に際して、合併関係市町村の協議により、1又は2以上の旧市町村単位に法人格を有する区(合併特例区)を一定期間(5年以下)設置できる制度を創設する。

区長、合併特例区協議会を置く(公選としない)。

課税権、起債権はなし。

住所の表示にはその名称を冠する。

法人格は有しないが、区長を置くことができる「地域自治区」の特例も創設。

(2) 市町村の合併に関する障害を除去するための特例措置

合併に関する障害除去のため、地方税の不均一課税、議員の在任特例等、現行合併法の特例措置は基本的に存置。

人口3万人以上を有すれば市となることができる3万市特例及び合併特例債は廃止。合併算定替は、現行の特例期間10年(+激変緩和5年)を段階的に5年(+激変緩和5年)に短縮。

(3) 市町村合併推進のための方策

総務大臣が、市町村の合併を推進するための基本指針を策定

都道府県が、基本指針に基づき、市町村合併推進審議会の意見を聴いて、市町村の合併の推進に関する構想を策定。

都道府県知事は、構想に基づき、

申請に基づいて、市町村合併調整委員を任命し、合併協議会に係るあっせん、調停を行わせることができる。

合併協議会設置の勧告を行うことができる。勧告を受けた市町村長は、合併協議会設置協議を議会に付議することとし、議会が否決した場合等には、住民が1/6以上の有権者の署名により又は市町村長が住民投票を請求することができる。

合併協議会における市町村の合併に関する協議の推進に関し、勧告を行うことができる。

この法律は5年間(平成17年4月1日から平成22年3月31日まで)の限時法とする。

2. 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案について

(1) 合併特例区制度等の創設

「市町村合併の特例等に関する法律」で定める合併特例区制度等は、現行合併特例法においても規定する。

(2) 経過措置

平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併したものについて、現行の合併特例法の規定を適用する。

(3) 一部事務組合等の特例の拡充

市町村の合併に伴う一部事務組合等に関する手続の簡素化等の特例措置を講じる。

3. 地方自治法の一部を改正する法律案について

(1) 住民自治の強化等を目的とする「地域自治区」の創設

住民自治の強化等を推進する観点から市町村内の一定の区域を単位とする「地域自治区」を市町村の判断により設置することができることとする。(法人格は有しない。)

地域協議会...地域の意見をとりまとめ行政に反映

区の事務所...市町村の事務を分掌

合併に際して、1又は2以上の旧市町村単位で設けられる地域自治区には、区長を置くことができ、住所の表示にはその名称を冠する。

(2) 都道府県の自主的合併手続等の整備

都道府県合併

(現 行) 特別の法律の制定が必要

(改正後) 都道府県の合併について、都道府県議会の議決を経た申請に基づき、内閣が国会の承認を経て決定する手続を追加する。

政 策

都道府県の境界にわたる市町村の新設合併

(現 行) 特別の法律の制定が必要

(改正後) 編入合併と同様、関係市町村及び都道府県の議会の議決を経た申請に基づき、総務大臣が決定する手続きを整備する。

(3) 条例による事務処理特例の拡充

(現 行) 都道府県は、事務処理の特例に係る条例を定めて、都道府県知事に属する事務の一部を市町村に処理させることができる。

(改正後) 市町村から都道府県に対して条例を定めることを要請できるよう規定を追加する。

(4) 収入役制度の改正

(現 行) 町村は、条例で収入役を置かず、町村長又は助役に事務を兼掌させることができる。

(改正後) 政令で定める市(人口10万未満の市を想定)に拡大する。

(5) 議会の定例会の招集回数の自由化

(現 行) 議会の定例会は、年4回以内の条例で定める回数招集することとされている。

(改正後) 回数に制限なく、条例で定める回数招集することとする。

(6) 財務会計制度の改正

支出命令の簡素化

政令で定めるところにより、一定の経費については支出命令を簡素化できるよう措置する(公共料金のように債務の確定が容易に確認できる経費を想定)。

長期継続契約の対象範囲の拡大

長期継続契約(複数年度にわたって締結できる契約で電気、ガス、水の供給等を法律で規定)ができる対象に政令で定める契約を追加する(OA機器のリース契約等を想定)。

現 地 レ ポ ー ト

平成15年度過疎地域自立活性化優良事例表彰・全国過疎地域自立促進連盟会長賞

高齢者にやさしい＝誰にもやさしいまちづくり



に ち な ん ち ょ う

鳥取県

日南町

☒ 日南町の概要



日南町は、鳥取県の西南端に位置し、西は鳥根県、南は岡山県、南西部は広島県と3県に接する中国山地のほぼ中央に位置する町です。面積は鳥取県の約一割、340・87km²を有しています。三種の神器の一つ草薙の剣の「ヤマタノオロチ神話」で有名な船通山は鳥根県境に位置し、歴史も古く自然豊かな日南町を、町にゆかりの文豪井上靖は「天体の植民地」と呼び、松本清張は「紀の国」と表現しています。

日南町は、古来より山陰と山陽を結ぶ交通・交易の要所として栄えてきましたが、近年の産業構造の変化の中で過疎化・高齢化という中山間地域共通の課題に悩んでおり、現在は、人口6800人で45年前の日南町発足時の半数以下、高齢化率は41%と県下最高値となっています。

しかし、この厳しい現実を前にしながら日南町では、過疎・高齢化を重荷と考えず、地域みんなで支え合うまちづくり、そして高齢者にやさしいイコール誰にもやさしいまちづくりを進めています。その成果が平成15年5月には町立の日南病院が総

フォーラム

務大臣表彰、11月には日南町が総務省から過疎地域自立活性化優良事例として表彰されました。

☑まちは大きなホスピタル

日南町の高齢化社会への取り組みは、医療、福祉、保健、行政と住民が連携して、まさに「まちぐるみ」で行なっています。医療の分野で中心的な役割を果たしているのが、町立の日南病院で、20年前から行なっている「出前医療」が特に大きな成果を上げています。高見徹院長は、「まちは大きなホスピタル」、「まちの道路は病院の廊下」というスローガンを掲げ、「在宅医療」に取り組んでいます。外来診療を終えた午後から、院長自らが病院の在宅訪問用の車で「病院の廊下」のように町中の道路を走り回って「医療の出前」を行なっています。中国・四国地方で最



町立日南病院

も広い面積の町だけに、「待つている医療」では、住民の望む医療サービスの実行は不可能であり、医療の側が出向く体制を組んで、住民が気軽に必要なサービスを受けられるようにしています。3年前からは、広域消防の救急車に医師が同乗し、移動中も医療活動ができる「ドクターカー」も実施しています。

この「出前医療」の試みは、住民からも歓迎されており、数字の上でも成果がはっきりと表れています。高齢化率41%の日南町にあつて、日南病院の平均在院日数は14.9日。鳥取県の平均の30日を大きく下回っています。また病院経営では、20年間連続で黒字決算を続け、優秀な自治体病院として数多くの表彰を受けています。これは、日南町に元気な高齢者が多いこと、そして短期間の入院が終わると安心して在宅治療を受けられる仕組みが完成している証といえます。そのほか収入を上げるため、県内だけでなく隣接の岡山県にも往診に出かける、また検診を受け入れるなど積極的な取り組みを行なっています。

☑福祉サービスのコンビニ化

日南病院から始まった在宅サービスの精神は、福祉や保健の分野でも「気軽に利用できるコンビニ的なサービスの提供」として日南町中に広がっています。県下最多の12人のホームヘルパーによる訪問介護は、年間5000回以上も実施しています。病院に隣接した健康福祉セン

ター「ほほえみの里」は、在宅介護支援センターとして機能し、福祉用具の貸与、健康教室やリハビリ訓練などの事業のほか、日南病院と連携して病後児保育などの取り組みも行なっています。現在、高齢者のプライバシーを尊重した設計で建て替えられている特別養護老人ホーム「石霞苑」は、年間1500日を超える短期入所生活介護ショートステイを受け入れ、町内に2カ所あるデイサービスセンターには、連日定員を上回る人が訪れています。さらに、

現在、町内では光ファイバー網の整備を進めており、これを利用した災害時の安否確認システムや、ケーブルテレビを利用した高齢者にやさしい情報提供システムの開発なども行なっています。また、「高齢者が自ら輝くまちへ」として、保健事業にも力を入れ、高齢者の参加しやすい



パソコン教室

スポーツイベントやパソコン教室なども数多く開催されています。

これら行政の分野では毎月一回病院、福祉、保健のスタッフミーティング、二月に一回は、行政トップも交えた会議を開催し、財政面や施策面も含めた検討を行っています。

☑誰もがができることを自主的にケアする

日南町の取り組みで最も特徴的なのは、行政だけでなく、住民が自主的に高齢者を支える事業を行なっていることです。町内にある8つの女性グループでは、それぞれ独居老人や高齢者世帯を対象とする給食サービスを実施しています。また配送は男性のボランティアが行っているグループもあります。さらに日南町では、役場の公用車に障害者対象の福祉車両を日南町が事務局をつとめる「県境サミット」で導入し、住民への無償レンタル実験も行なっています。その運転サービスは「日南町シルバー人材センター」の有償ボランティアによって行なわれています。町内の子どもたちも高齢者を支える立派なマンパワーです。保育園に隣接して建てているデイサービスセンターの花壇の花植えや、小学が高齢者施設を訪れて肩たたきをしたり、中学生による介護ボランティアなども実施しています。

さらに、町内の郵便局でも高齢者を支える事業を実施しています。郵便局の配達員は、自主的にホームヘルパーの資格の取得に取り組み、郵

フォーラム



保育園児による花壇の花植え

便配達のおトバイの荷台には消火器と人工呼吸用のマウスピースを積み込み、災害時や緊急時に備えています。また、高齢者を対象として町立図書館と連携した図書の郵送サービスや、声かけ活動なども行っています。

☑️高齢化がより良い地域社会をつくる

「独居になっても慣れ親しんだ日南町に住みたい。」「最期を迎えるときは、自分の家で看取られたい。」「体が動く内は自分のことは自分でやりたい。」高齢化を迎えた多くの住民のいつわらざる声です。しかし、実際は高齢を迎えて、都市部の家族の元に行かざるを得ない状況にあります。住みたい人が住めない町、そ

れが一番悲しい町です。

しかし、現在日南町では高齢者が地域に支えられながら、また自らが地域に貢献しながら、一人でも暮らし続けられる環境が整備されています。高齢化率41%というのは、ある意味では、高齢になっても住み続けられる環境があるということでもあります。しかも、その高齢者の多くが元気で、寝たきり老人の比率は非常に低いのです。

日南病院の高見徹院長は、「在宅の医療や福祉を充実させ、そこに住みたいというお年寄りが増えれば、それを支える人々も必要になってきます。それが、日南町の人口減に対する最後の抵抗になるのではないでしょうか。」と語っています。高齢化は重荷ではなく、むしろ新しい地域社会をつくるきっかけになる、ということの日南町の取り組みは物語っています。当面単独自立を決めた日南町では、「地域の自立を目指して、住民自らが参画し自立するまちづくりを」掲げています。スローライフ、スローフードとライフスタイルの見直しが始まっていますが、高齢化社会を迎えた中で30年後の我が国の在り方、過疎や高齢化を重荷と考えず、地域みんなで支え合う姿が、ここ日南町にはあります。

(日南町総括・まちづくり推進室長 増原 聡)

お役に立ちたい!!

システムシンクは自治体様の立場に立って一緒に考え、ものづくりを行います。自治体様の情報処理システムに関するコンサルティングから、システムの設計・製造、ネットワークの設計・構築、並びにそれらに関する運用・保守までトータル的なサービスをご提供致します。是非、ご相談ください。

事業サービス			パッケージ商品				
コンサル ティング	ソフトウェア開発		運用 保守	健康管理 システム	デジタル アルバム	セキュリティ 管理ツール	携帯電話 管理ツール
	業務システム	ダウンサイジング					

System Think

株式会社システムシンク

〒141-0031 東京都品川区西五反田2-30-4 BR五反田11F TEL:03-5434-7484 FAX:03-5434-0421

<http://www.system-think.co.jp>

E-mail:kst@system-think.co.jp

情 報

町村週報主要索引

平成十六年一月～平成十六年三月
二四六四号～二四七四号

(全国町村会長年頭所感)

揺るぎない町村自治の確立に向けて
全国町村会長 山本文男 二四六四 (2)

(総務大臣年頭所感)

重要な諸施策を着実に推進
総務大臣 麻生太郎 二四六四 (3)

活動

山本会長が高速道路建設で意見「道路関係四公団の民営化について地方懇談会開催」 二四六四 (5)
町村財政運営に関する緊急要望「全国町村会」 二四六八 (2)
全国町村会定期総会開く 二四六八 (3)

山本会長が地方分権改革推進会議で意見「全国町村会」 二四六九 (2)
鳥インフルエンザ対策で緊急要望「全国町村会」 二四七四 (5)

政策

地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果「総務省」 二四六五 (4)
平成16年度関係省庁予算特集 二四六六 (2)
徹底した行革と歳出の見直しに急務「平成16年度財政課長内かん」 二四六七 (2)
平成15年版消防白書 二四六九 (5)
「農林水産環境政策の基本方針」の策定について「農林水産省」

二四六九 (7)
実質的な交付税総額が12%減に「平成16年度地方財政計画(解説)」 二四七〇 (2)
平成16年度地方交付税法等一部改正案 二四七一 (2)
景観法案等を国会に提出 二四七二 (2)

第28次地方制度調査会が発足 二四七三 (2)
売掛債権担保融資保証制度の利用促進に向けて「中小企業庁」 二四七三 (6)
新たな市町村合併推進関連三法案 二四七四 (2)

田舎型未来都市を目指して「わが町の紹介を兼ねて」 二四七四 (12)
岐阜県町村会長・笠原町長 水野隆夫 二四六四 (2)
砂丘と凧と雷と 二四六四 (2)
石川県町村会長・内灘町長 岩本秀雄 二四六七 (18)
電子国土時代を迎えて 千葉県町村会長・富浦町長 遠藤一郎 二四六八 (14)
まさかと悪代官 島根県町村会長・八雲村長 石倉徳章 二四六九 (10)
古き日本の首都、明日香 奈良県明日香村長 関 義清 二四七一 (10)
豊かな人間関係を 福井県三国町長 坂本憲男 二四七二 (10)
町並づくりに思う 山形県松山町長 佐々木藤正 二四七三 (10)

随 想

昔の遊び いまの遊び
宮崎県町村会長・綾町長 前田 穰 二四七四 (15)
フォーラム
住民と行政の協働による鳴き砂保護 京都府網野町 二四六五 (6)
「海」を基点としたまちづくり 茨城県大洗町 二四六七 (15)
健康と福祉で協働のまちづくり 北海道奈井江町 二四七〇 (5)
ごみゼロをめざしたまちづくり 鹿児島県川辺町 二四七一 (5)
普段着の「こころ」からのふれあいを目指して 新潟県山北町 二四七二 (5)
高齢者にやさしい「誰にもやさしい、まちづくり」 鳥取県日南町 二四七四 (9)

論 説

風土の豊かさの守り手として 日本経済新聞社論説委員兼編集委員 松本克夫 二四六五 (2)
この町この村 新潟県安田町・本田町長を訪ねて「聞き手・構成 山本兼太郎」 二四六四 (8)

情 報

町村週報主要索引(平成十六年一月～三月) 二四七三 (13)
カプセルNOW&NEW 二四六四～二四六五、二四六八～二四七四
政策リーダー 二四六四～二四六五、二四六七～二四七四

ひとまず預けて、いつでも納得運用



みずほ信託銀行

0120-081506

受付時間/午前9時～午後5時 土・日・祝日・銀行休業日を除きます。

- お申込みは100万円以上1円単位。
- お引出しや本商品からの預替えは、1円単位で原則いつでも可能。
- 当社による元本補てん、利益の補足はありません。
- お申込みの際は別途ご用意する商品説明書をご覧ください。

三菱信託銀行 MTFG

選べる、ふやせる、商品いろいろ。

投資信託	外貨定期
グローバル	スーパー定期
スプリング	ヒット

商品のくわしい内容は、窓口の説明書でご確認ください。

本店 電話03-3212-1211



カプセルNOW&NEW

新しい施策への取組

カプセルNOW&NEW

木質バイオマスのガス化発電を導入

岩手県 衣川村

村は、環境省の補助事業を導入して、ウッドチップを利用して木質バイオマスのガス化発電に取り組んでいくため、ガス化発電装置の発注契約を日立造船株式会社と結んだ。

村では昭和61年に村内宿泊施設のリニューアルオープンに合わせ、全国に先駆けペレットボイラーを導入するなど、木質資源のエネルギー利用に取り組んでおり、平成13年度には木質チップのガス化発電の実現可能性調査を、また、14年度にはバイオマス資源活用可能性調査を行ってきた。

それらの成果を踏まえ導入を図ったもので、村営黒滝温泉施設の増改築に合わせて20kWの小型木質バイオマスガス化発電装置を導入し、施設内の電気と熱を供給する。同小型ガス化炉は一日に1㎡、約300kgのウッドチップを消費するが、チップは村内の製材所から供給を受けるほか、間伐材や松くい虫被害木などの活用も進めていく予定。まずは間伐材などを資源として有効活用する社会的なシステムの構築に努めるとともに、小型ガス化炉での実証を経て、日量10tクラスの発電装置の導入もめざしたいとしている。

衣川村総務課

0197(52)3111

行政CRMシステムをスタート

富山県 福光町

住民が行政に対し気軽に要望や意見などを寄せられるよう、町ホームページ上で各種手続きやサービスの案内、担当者への電子メール受付を行ってきた町は、さらなるサービス向上を図っていくため「行政CRMシステム」をスタートさせた。住民の意見をこれまで以上に町政に反映させる市民参加型行政の仕組みづくりとして導入したもので、住民の「顧客満足度」を高めていくのがねらい。

同システムは、住民からの要望や意見、相談、質問などを電子メールやファクスなどで24時間、365日受け付け、各担当課が回答をまとめて迅速に返答していく仕組み。受付から返答にいたる処理状況は、ホームページ上においてリアルタイムに確認できるようにするとともに、意見や相談事項などをデータベース化し、「よくあるご質問」などとしてホームページに掲載して、住民の利便性を高めていく。住民のプライバシーに配慮し、意見や相談などはニックネームでも受け付けるようにしている。

福光町企画情報課

0763(52)1111

ISO9001の認証を取得

兵庫県 加美町

町は、平成15年10月31日に品質管理の国際基準「ISO9001・2000」の認証を取得したことを受け、今年2月5日に認証の登録証授与式を実施した。

町は行政サービスの一層の向上を図っていくため、14年2月からISO9001認証取得へ向けての準備作業を開始。15年4月30日に認証取得のキックオフ宣言を行い、業務内容の精査、マニュアル、手順書の作成、具体的な目標の設定、行政サービスの体系化などに取むとともに、139項目に及ぶ作業マニュアルの実践運用を図り、認証を取得した。

認証の範囲は、医療など専門的な一部の業務を除く全部門で、全庁での認証取得は全国的にみても先駆的な試みといえる。ISO9001シリーズでは、責任の所在や情報の管理などが徹底的に求められることから、同システム確立の過程においては、行政が提供するサービスについての根本的な議論も展開され、職員の意識向上にもつながったという。

加美町総務課

0795(35)0080

合併処理浄化槽整備にPFIIを導入

福岡県 香春町

町は、合併処理浄化槽の整備にPFIIを導入し、事業者を選定した。町民の生活排水処理と公共用水域の環境保全を図っていくため、町内一円において合併処理浄化槽の設置を推進していくもので、PFIIを導入することで浄化槽の建設や維持管理等における町の財政負担を軽減していくのがねらい。

合併処理浄化槽整備におけるPFII事業は全国初の試みとなる。

PFII事業の内容は、町内一円での計5000基の浄化槽及び付帯施設の建設、建設された浄化槽と関連施設の維持管理、法定検査の実施、町営住宅等の小規模集合処理事業及びコミュニティプラント事業で、事業期間は10年間(うち浄化槽建設は7年間)。完成した浄化槽は町が年度単位で買い取っていく。PFIIの導入によって10年間の事業費は一割程度軽減されると見込まれている。

町では今年1月に事業者を募集し、審査会による審査を行った結果、2月27日に優先交渉者を村松産業株式会社他の企業グループに決定。3月に議会の承認を得て契約を締結し、平成16年度から事業を実施していく。

香春町住民課

0947(32)8400

随 想

昔の遊び
いまの遊び

宮崎県町村会長
あや 町 長
前 田 穰

今年の正月は殊のほかポカポカ陽気で気分的にもゆったりとした時を過ごすことが出来、天に感謝したい気持ちでいっぱいだった。

そして今年一年が平穏な年でありますようにと念じたところである。

一方、正月を迎えたと言うのに最近では年のせいかもしれないが、一向に正月らしさが伝わってこないのである。勿論正月を迎えるにあたって年末からの諸準備、元旦には近くの神社への初詣や年始の応対など例年どおりで慌しいのであるが、何か物足りない気分にはさせられる。どうしてだろうと思うのだが、一つには正月の風物詩が周りから消えてなくなり、テレビドラマぐらいでしかお目にかかれなくなっただけにもよるのかも知れない。自分の子供の頃の正月時分の遊びといえば、男なら凧

揚げやコマ回しに熱中したものだ。だが今では廃れてしまい、子供たちの賑やかな声も聞かれなくなつて久しい。

子供の遊びは時代の背景によって変わっていくことは仕方ないことであろうし、当然のことのようにも思う。しかし子供の遊び方が気になつて仕方がないのである。以前は子供の数も多く遊ぶ場所も野外であつたこともあり、集団で遊ぶことが普通であつた。そしてそこにはボスリーダーが居りそのリーダーの統率のもとに秩序が保たれていた。グループの間は上級生から下級生まで含まれており自ずと序列なるものが存在し、はつきりしないところは理不尽と思うのだが、ボスの命令で無理やり喧嘩をさせられ順位が決められることもあり一種の階級社会

が出来上がつていて、そのなかで人との接し方や事の善し悪しの見分け方など、社会生活の基本が知らず知らずのうちに身につけていたのだと思う。

ところが昨今の子供たちの遊び様はどうかとすると、屋外での遊ぶ姿を目にしなくなつたし、ましてや集団で遊ぶことなど稀有な存在であろう。テレビゲームの凄まじい発展普及によりブラウン管を相手に一人で過ごす時間が多くなり、遊ぶのに他人を必要としなくなつたし、バーチャル空間に浸つていれば自由勝手な思いのままの世界が描け、友の存在は不必要となりうるのであり、独善的で思いやりや協調性に欠ける恐れのある子供が増加しているのではと危惧している。

ところで近頃の児童虐待、低年齢化する痛ましい事件や非行に走る者の増加の遠因も勿論少子化等社会生活環境の変化によるところが大きく影響しているのだが、これによるところも大きいように思う。

今日ではコンビニエンスストアなどの進出で、夜中であろうと何時でも買物等ができ、夜昼の区別が無くなり生活のリズムが乱され非行化につながる恐れが高くなつているが、自分たちが子供の頃は、兄弟喧嘩や遊び疲れで夜に

なるとぐつたりして、夜歩きなどとても出来るような状態ではなかった。このことを思うといま少し子供たちが昼間にエネルギーの発散出来るよう工夫を凝らす必要があるのではなからうか。

我が町では各集落に自治公民館が設置され、それぞれ地域の実情に応じた活動やまちづくりの共通課題に取り組むなど、町にとつて欠くことのできない組織があり、それと連携を図り小学生では夏休みの登校に替えて公民館へ登館させ、地域の人々との様々な体験や交流を通して昔から伝わる生活の知恵や工夫を学び農村文化の継承を促す共に、地域の教育力の向上に努めている。中学生についても町営施設を利用した集団合宿や、少年自然の家に宿泊し自然の学習や集団生活の体験を重ねることに

より、チームワークを学び、郷土の良さを見つめなおし、愛郷心を高め情緒豊かな青少年を育てる試みを始めたいところである。

まちづくりは人づくり、人づくりはまちづくりであると考え、郷土に誇りを持ち、夢と希望を持った健やかな青少年が育つよう地域と一体となって取り組んでまいりたい。そして物の豊かさから心の豊かさが尊重される社会を目指してまいりたい。

政策リーダー

政策リーダー

結核予防法一部改正案閣議決定

政府は三月二十五日、「結核予防法の一部を改正する法律案」を閣議決定した。

法案は結核の予防に関する知見の蓄積、患者の特性の変化といった結核対策を取り巻く状況の変化を踏まえ、定期及び定期外健康診断の効率的・効果的な実施及びツベルクリン反応(ツ反)検査の廃止・BCG直接接種の実施のための見直し等を行い、結核対策の効率化・重点化を図ることを目的としている。

改正内容としては、定期健康診断の対象者・実施時期を見直し、高齢者など発病しやすい者や医療従事者等二次感染を起こしやすい者に重点的な健康診断を実施する、ツ反による不必要な予防内服等の弊害を回避する為、ツ反を廃止し、乳幼児期におけるBCGの直接接種を徹底する、保健所の保健師等が行う結核患者等に対する家庭訪問指導及び主治医による直接服薬確認療法(DOTS)を推進する、国、地方公共団体、医師等並びに国民の責務規定を整備する、国及び都道府県の取組み方針を明確にする為、国及び地方公共団体は、それぞれ結核対策に関する指針・計画を策定する、結核審査協議会の委員構成要件について見直す 等が挙げられている。

なお、実施時期は平成十七年四月一日とされている。

平成十五年度特別交付税の交付額決定 総務省

麻生太郎総務大臣は、三月十六日の閣議に、総額八、〇一四億八、七〇〇万円(対前年度比五・二%減)の平成十五年度特別交付税三月交付額を報告した。これにより、昨年十二月と合わせた平成十五年度の総額は一兆八三八億三、七〇〇万円(同七・六%減)となった。

内訳をみると、道府県分が九三六億七、〇〇〇万円(同八・三%減)、市町村分が七、〇七八億一、七〇〇万円(同四・八%減)となっており、このうち町村分については三、四六九億九、六〇〇万円(同四・八%減)、本年度交付総額では、四、五五七億一、七〇〇万円(同四・四%減)となっている。

主な算定項目をみると、法定協議会の設置経費、電算システムの統一経費等市町村合併に係る財政需要に四〇四億円(同二・一%増)、地震・台風災害等の現年災害に係る財政需要に二六二億円(同六・九%増)、除排雪経費に係る財政需要に二一五億円(同二・六%減)、公営企業健全化等に係る財政需要に一、一三六億円(同七・一%減)、地域再生・観光立国推進を含む地域経済振興対策に係る財政需要に三六五億円(同二・四%増)、過疎対策に係る財政需要に一、六六〇億円(同六・四%減)、BSE・コイヘルペスウイルス病・鳥インフルエンザ等農畜水産物安全対策に係る財政需要に三二億円(同十三・五%減) 等となっている。

なお、三月交付分については、三月十七日に現金交付されている。

畜産物価格決定に併せ環境対策を拡充 農水省

農林水産省の食料・農業・農村政策審議会の畜産物価格等部会は、三月十八日、二〇〇四年度の畜産物価格について農水相に答申を行った。

答申は、生産者補給金に係る加工原料乳の限度数量及び補給金単価、豚肉並びに牛肉の安定価格、肉用子牛の補償基準価格並びに合理化目標価格のいずれについても、生産条件等諸般の事情を考慮し試算に示された価格で定めることを了承した。

具体的には、加工原料乳は生乳1kg当り十円五十二銭で対前年度二十二銭の引き下げ(引き下げは2年連続)、限度数量は二一〇万トンで据え置き。指定食肉の安定価格は、牛肉1kg当たり七八〇、一〇一〇円、豚肉同三六五、四八〇円にそれぞれ据え置くよう答申した。

また、併せて決定された十六年度の畜産物価格関連対策では、家畜排泄物の野積みや素掘りの解消、低コストの家畜排泄物処理技術等の開発、堆肥の流通利用の促進等の事業を緊急かつ総合的に実施し畜産環境問題を解決するため、畜産環境対策予算が大幅に拡充された。

内容は、家畜の糞尿処理施設の補助付きリース事業(補助率1/2)の予算額を、現行の二百十億円から三百一億円への大幅増額や堆肥センターの機能の強化等。

いずれも、酪農家の強い要望に配慮したもので、家畜排泄物法の十一月からの完全施行に向け、事業効果の早期発現が期待される。